

平成16年度 第3回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会議録

日時：平成16年8月6日（金）

午前10時00分～午後0時00分

場所：文京区区役所2101会議室

審議案件

平成16年度諮問第2号 文京区における個人情報保護条例の改正について（継続審議）

文京区企画政策部広報課

1 開会

竹澤広報課長 平成16年度第3回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の委員の出席状況でございますが、堀添委員は欠席でございます。運営審議会条例第7条第1項の定足数を満たしていますので、本審議会は有効に成立しています。

本日は、前回諮問いたしました、文京区個人情報の保護に関する条例の改正について、引き続きご審議いただきますようお願いいたします。

なお、本条例の改正手続きにつきましては、審議会でのご審議の途中で中間的な取りまとめをしていただき、これについてパブリックコメントによって、区民の方の意見を伺う予定でございます。

それでは、進行を内山会長をお願いいたします。

2 審議

内山会長 それでは、前回諮問された個人情報保護条例の改正について審議をさせていただきます。

きょうは、区から条例の改正点とその考え方について提示されるということでございますので、その審議をさせていただきたいと思っておりますけれども、その前にちょっと先ほどの竹澤課長のご説明で、少なくともこの審議会では9月中には中間報告をして、パブリックコメント、つまり区民の皆さんの意見を聞いた上で、それを集約・参照させていただきながら、12月に答申を最終的にはさせていただくということなんですね。

竹澤広報課長 はい、そのように思っております。

内山会長 すると、パブリックコメントというのは、9月中に中間答申をして、パブリックコメントは直ちに実施をして、どのぐらいの期間を目標としているんですか。

竹澤広報課長 周知は、ホームページと、あと広報等も日程的にできましたらと思っております。あと、議会につきましては、議会日程の関係で11月の定例議会になるかと考えています。そうしますと、おおむね10月から11月にかけての一定の時期をとらえまして、公表いたしましてパブリックコメントを実施し、ご意見をいただくというような形で考えてございます。

内山会長 そうすると、中間答申をした後は、パブリックコメントがあるまでは審議会をやっても意味がないことになりますから、それをまとめていただくとなると、12月の初めぐらいになるんですか。

竹澤広報課長 そのような形になるうかと思えます。

内山会長 わかりました。そのような予定だということでございます。

それでは、条例の改正について、まずたたき台ということになるうかと思えますけれども、区の事務局の一定の考え方を示していただいて、それに問題があるかどうかという形で審議をさせていただきたいと思えます。では、区の方のご説明をいただくということにいたします。お願いいたします。

竹澤広報課長 それでは、座らせて説明させていただきます。

まずご説明の前に、今回ご送付させていただきました資料と、席上の方にご配付させていただきました資料がございます。その確認からさせていただきます。

まず、事前送付させていただきました資料は、送付資料についてということで文章を添えてございますけれども、「文京区個人情報の保護に関する条例の見直し事項（概要）」が1枚でございます。それと、その後ろに「文京区個人情報の保護に関する条例の見直し事項（詳細）」、それが13ページまででございます。その後、「地方自治法における公の施設の指定管理者制度について」、これが4ページのもので続いていると思えます。

それと、4番目が「外部委託について」ということで、「条例12条に係る報告」という表になっているものが1枚でございます。それと、「契約条項」がこれも1枚でございます。それが事前にお配りさせていただきました今回の審議に係る資料でございます。

席上で今回配付させていただきますのが、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の抜粋」でございます。それが1枚でございます。それと、「個人情報保護法における地方公共団体の役割について」、これは内閣府国民生活局の方で作成いたしましたA4のつづりでございます。

それと、「事業者の皆様へ」ということで、これは内閣府国民生活局の方で作成いたしました個人情報保護法のパンフレットの写しになってございます。それと、図表化したもので地方公務員の一般職地方公務員につきまして記述したものが1枚でございます。

以上が今回の配付させていただきました資料でございます。お手元の方にはよろしゅうございますか。

それでは、ご説明させていただきます。ご説明に入ります前に、前回の審議会での宿題が何

点かございましたので、これにつきましてまず冒頭で報告させていただきます。

まず、1点目は指定管理者制度につきまして前回、個人情報保護条例との兼ね合いでということでお話し申し上げましたけれども、地方自治法の改正に伴いまして、新たに公の施設の管理の方式が変わるということで、それにかかわる資料のご用意をということでお話ございました。それが今回ご用意させていただきました「地方自治法における公の施設の指定管理者制度について」という資料でございますが、これにつきまして、まず簡単にご説明させていただきます。

昨年の6月に地方自治法の一部が改正されまして、公の施設、これは例えば公会堂であるとか体育館、区民センター、特別養護老人ホーム等がありますけれども、これにつきまして新たな管理方式が導入されました。これまでは管理委託制度でしたけれども、この法改正により、議会の議決を得て指定管理者として指定するという方式がとられ、広く民間事業者等に公の施設の管理をさせることが可能となる制度でございます。

この地方自治法の一部改正につきましては、15年の9月2日から施行されまして、3年以内に指定管理者制度へ移行する、という経過措置になってございます。

それで、次は相違点、どんな違いがあるのかということです。まず管理運営主体でございますけれども、改正前につきましては範囲が公共団体、公共的団体、区の出資法人に限定されてございます。相手方は条例で規定するというところでございます。委託の条件だとか相手方等、これを条例で規定することになってございます。新たな制度では、民間事業者も含む幅広い団体が管理運営主体となり得るということです。さらに、議会の議決を経て指定をするということでございます。また、指定管理者の指定の手続であるとか、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、これを条例で規定することになってございます。

権限と業務の範囲につきましては、改正前は、区との契約に基づきまして具体的な管理の事務、業務の執行を行うということでございます。それで、施設の管理権限・責任につきましては、区が引き続き有していきまして、施設の使用許可権限等は委託できないということでございます。改正後は、施設の管理に関する権限を指定した管理者に委任して行わせるというものでありまして、施設の使用許可も行うことができるという形になります。区は、管理権限の行使は行わないで、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示を行うというような位置づけになります。

あと契約の形態でございますけれども、管理委託制度は、委託契約という形で委託先と契約を結んで管理をしているという形でございます。改正後の指定管理者制度につきましては、そ

の指定という行為に基づいて管理を行わせるということで、行政処分という形になります。詳細につきましては、協定等の締結をすることになるのかなと考えております。

また、指定管理者制度と個人情報保護との関係でございますけれども、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取り扱いにつきましては、これは十分に留意していかなければならないところでございますが、指定管理者が行う管理の基準を定める条例、また指定管理者との間で締結する協定の中で、個人情報の保護に関する措置の規定を盛り込むことが考えられます。また、個人情報保護条例に指定管理者制度における個人情報の保護措置の規定を盛り込むといったことも考えられます。そういった対応が必要になってくると思っています。

例えば、先行して既に指定管理者の手続に関する条例を定めている市とか、あるいは保護条例の中に盛り込んでいる区もございます。これが参考例として示してございますけれども、長野市の場合は公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例の中に、秘密保持義務という規定を設けまして、個人情報保護条例における受託者の義務を遵守して、個人情報が適切に保護されるように配慮しなさいという形で守秘義務等について規定してございます。個人情報保護条例の方では、受託者の義務がここに記載があるような形で規定されてございます。

練馬区につきましては、個人情報保護条例の中で、委託等に係る措置の中に受託者とあわせて指定管理者も含めた形の位置づけで条例が既に整備されているという状況でございます。

文京区につきましては、今は指定管理者への移行につきまして、まだ検討段階でございますし、条例につきましてもそうした統合的な一括した形で定めるような条例にするのか、あるいは個別条例にするのかとか、その辺につきまして検討している状況でございます。参考といたしましては、地方自治法の新旧対照表ということで、改正後と改正前を比較した表をお配りさせていただいております。先ほどもご説明したようなことが条文に記載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。これが指定管理者につきましてのご説明です。

内山会長 よろしいですか。その指定管理者について、個人情報保護の網をかぶせないといけないのは、それは当然だと思うんですけども、今説明していただいた2ページ目の長野市のような指定管理者の指定の手続に関する条例という中で、個人情報保護の網をかぶせて秘密保持義務をかぶせるということになりますと、当審議会の答申の範囲から越えてしまうということになるんですか。個人情報保護条例の改正ということでしたら、審議会の答申はわかりませうけれども。

竹澤広報課長 保護条例の中でということでない場合につきましては、審議会の答申といたしましては要するに指定管理者につきましても個人情報保護を図るための何らかの措置が必要

だという形になるかと思えます。

内山会長 はい、わかりました。

竹澤広報課長 保護条例の問題になりますと、罰則等との関係がちょっと出てこようかと思えます。

内山会長 そうですね。

竹澤広報課長 それと前回、外部委託につきまして、個人情報を取り扱うときにどんなものがあるんだというようなご質問と、あと契約条項がどういうふうになっているのかというようなご質問がございました。先ほど説明した事前にご送付させていただきました資料の外部委託についての契約条項、これがそれに当たるものでございます。

外部委託につきましては、例えば、私どもの方でやっている世論調査業務がございます。これは、調査対象者のデータを委託先の調査員が訪問して回収するというような方式をとっておりますので、そういった調査対象者のデータを渡しているというようなことがございます。そのほか、例えば職員の健康診断であるとか、10番に介護保険業務がございますけれども、納付関係のそういった大量の処理をするものは、外部の委託先に印字と送付等の委託をしております。また、国保業務のレセプト点検など、専門的な知識を必要とするために外部委託をしているとか、そういったものがございまして、1番から14番、これが平成15年度の条例12条（外部委託）に係る報告ということでご報告させていただいたものでございます。

これらのものだけでなく、一応契約するものにつきましては、「契約条項」という資料がございますけれども、その中に個人情報の保護に関する特記事項というものを設けまして、必ずこれが契約条件になっているものでございます。こういう形で契約における個人情報の保護条項を明確に定めているということでございます。

それともう一点、特別職の公務員の種類等というようなことでご質問がございました。本日お配りさせていただきました資料にございます地方公務員、一般職地方公務員、特別職地方公務員を整理したこの図式をご覧いただければと思います。特別職の地方公務員にはどんなものがあるかについては、ここにございますように、議員、選挙管理委員、区長、助役、収入役であるとか、各種委員会、審議会委員等の非常勤職員等がございます。これらにつきましては、守秘義務等については地方公務員法の適用は直接にはございませんけれども、各設置条例であるとか規則・要綱等に規定を置いてございます。

特別職の地方公務員につきまして、参考として地方公務員法の第3条第3項で定めてございますので、条文を記載してございますので、ご覧いただければと思います。

以上が前回宿題という形で資料等の要求があったものでございます。

それでは早速、お時間もありますので、個人情報の保護に関する条例の見直し事項につきましてご説明させていただきます。概要に基づきまして詳細のところを説明させていただきます。

条例の見直し事項につきまして、【現行条例】、【行政機関の個人情報の保護に関する法律の規定】、【課題】という形で整理してございます。また、たたき台という形で整理させていただきましたのが、【区の考え方と見直しの骨子】という、各項目の最後に四角で囲ってある部分でございます。

まず、個人情報の定義についてでございます。現行条例では1つの定義、規定でカバーしているような形でございますけれども、国の行政機関個人情報保護法では、「個人情報」と「保有個人情報」と「個人情報ファイル」という3つを定義いたしまして、それぞれ規定上の区分けをしてございます。私どもはここにございますように、行政機関個人情報保護法と同様、個人情報の取り扱いに応じて管理等の実態に適合するよう定義規定を整理し直すことが適当であろうというふうに考えてございます。

まず、第1点の「個人情報」ですけれども、個人情報は個人識別情報ということで、一般的な定義として定めるものです。これは職員が所持する備忘録的なメモだとか、あるいは無形情報も拡大いたしますと含まれるのではないかというふうにとらえてございます。一般的な定義でございます。

文京区の現行条例では、文書等に記録されたものというような限定をしてございますけれども、行政機関個人情報保護法では、収集前の個人情報であるとか、職員等の個人情報の取り扱いに関する義務などという、組織的な管理や組織的な共用を前提とする必要のないような事項に関しまして、広く個人情報として保護をするというような形の規定として整理してございます。

次に、「保有個人情報」ですけれども、これは組織共用文書としての要件を供えた個人情報という定義をしました。組織的に管理して、なおかつ開示等の請求の対象となるものとして、対象情報の範囲を明確にすることで実態に適合した仕組みとする必要があるかなというふうに考えております。これは、組織的に管理していく個人情報で、行政文書等に記録されているものを指しまして、適正管理の対象であるとか、あるいは開示、訂正、利用停止など、請求権の対象情報となるものとして整理するものでございます。

次に、「個人情報ファイル」というのがございまして、これは検索可能な形で体系的に構成された個人情報の集合体ということで、一定の大きさを持った、かつ検索できるような形のも

の、それが個人情報ファイルでございます。不適切な取り扱いがなされた場合に権利侵害の程度が大きい個人情報の集合体につきましては、慎重な取り扱いと管理実態の透明性を確保するために、他の保有個人情報と区別して登録し、区民にそういう形で明らかにしていくことが必要だろうというふうに考えております。

あと、後ほどございますが、罰則の対象ということで、どの範囲の個人情報について罰則の対象としていくかという面からも定義を明確にしておいた方がいいだろうというふうに考えております。これが個人情報の定義でございます。

内山会長 ちょっとよろしいでしょうか。非常に大量のものですけれども、かといって一つとして看過していいようなものではないので、ご説明ごとに質疑をさせていただいて、それだけで終わるというだけではなくて、最終的にまた総合的な質疑をして答申に向けるというふうな形にさせていただいた方がいいのかと思いますので、まず個人情報の定義ということで、何か今のご説明でご質問がおりになるかどうか。

これは要するに国の法律と定義の平仄を合わせましょうということですよ。

竹澤広報課長 さようでございます。

内山会長 今までの文京区の条例ですと、職員の記憶にのみあるような情報については、個人情報という定義の中にも入っていなかったものを、紙に、記録メディアに残されていないものでも、すべて個人情報という形で保護の網をかけましょうというふうなことにもなるわけですね、ここの定義はね。

竹澤広報課長 今まで一つの個人情報の定義の中で条例運営をしてきたところでございますけれども、取扱いの実態に合わせて対象となる個人情報を再定義しようということでございます。

近藤委員 国の基本的なことはわかりませんが、文京区の個人情報保護条例の見直しでございますよね。そうしますと、前にご説明があったように、例えば練馬区の個人情報保護条例というのがございました。23区中、区の条例というのを出しているのは、ほかの区もあるんでしょうかね。23区中ではどうなんでしょうか。

竹澤広報課長 23区では、行政機関個人情報保護法に入っております内容も含めたトータルな形の条例が国より先行してまして、23区は既に個人情報の保護条例というのはどの区も制定しているんですけれども、ただ、今回国の行政機関ではこういうような法律でやりますよということで、法律を整理してきましたので、それに合わせた形の検討というのはどの区も一応行われております。もう既に杉並と練馬などでは条例改正してございますし、あとほかの区

でも、来年の4月に行政機関個人情報保護法が施行になるというようなこともございますので、これを目途に見直しを検討している状況というものはお聞きしてございます。

内山会長 要するに、情報公開ですとか個人情報保護の関係については、地方公共団体の方が先行していたんですね。国がおくれて法律化したもので、だから国の方が地方自治体よりも条例に平仄を合わせればいいんでしょうけれども、自治体の条例はそれぞればらばらですから、そういうわけにもいかないんですね。法律ができちゃったというか、法律がある以上、それと現行の違いが余り違うと、条例は条例ですから独自でいいんですけども、区民、国民に対する誤解も招くというふうなこともあって、定義のところは法律と平仄を合わせておいた方が混乱がないだろうという。もしそういうことで基準を合わせると問題があるということならば、それはやめた方がいいということになりましようけれども、もしなければ原案のような、法律に合わせて、定義だけのことですけれども、言葉の定義はそのようにした方がよろしいのではないかというのが趣旨ですよ。

竹澤広報課長 はい。

近藤委員 そうすると、個人情報というのと保有個人情報、それから個人情報ファイルと、大きく分けて、正しく分けてかどうかはわかりませんが、その3つに分けてまとめわけですか。

内山会長 そうですね、はい。

近藤委員 その辺がよくわかりませんので。

内山会長 この3つのレベルによって、保護の範囲とか罰則の適用の仕方とかが異なってくるということだとは思いますが、取り扱いとしては。

近藤委員 そう理解していてよろしいんでしょうか。

竹澤広報課長 はい。条文を個々に当たっていくと、個人情報という言い方とか、保有個人情報とか個人情報ファイルという言い方が国の法律の中にあるんですけども、ただ先ほども言いましたように、個人情報といった場合ですと、かなり広い一般的な内容を含む定義ですので、例えば収集をする前の収集の対象となる個人情報といった場合は、保有する前の個人情報ですので、個人情報という定義を使って広く捉えて、保有した後には管理形態まで入ってきますので、そうしたものは保有個人情報ということで整理いたします。

保有個人情報につきましては、組織共用といいますか、組織的に管理・利用している情報というものですので、それについては、例えば開示の請求、利用の停止などの請求権の対象情報となります。あるいは組織的に適正管理していくというような情報という意味合いで限定されます。

個人情報ファイルにつきましては、一番これは問題が大きいというか、まとまった形で外部に出ると非常に影響が大きいというようなものがございますので、もう少し厳格な形で登録したりとかしていこうという、そういう部分でございます。

内山会長 例えば、後にすぐに出てくるんですけれども、職員が個人情報を漏らしてはいけないというような規制があって、それに反すると罰則の適用があるということですが、この定義の見直しをしませんと、文書に記録された個人情報以外、頭の中に残っているうわさ話程度のことだったら、個人情報を他に漏らしても、今のままですと罰則の適用はないということになってしまいます。いろいろ定義の仕方に、定義されたそれぞれの情報のレベルに応じて、取り扱い、罰則、いろいろな部分が違って来るわけです。

近藤委員 わかりました。

内山会長 時間の都合もありますから、定義の部分についてはそれほど問題があるという部分ではないので、それこそ後に振り返って具体的な規定との関係で、それじゃ定義の方をもう一度振り返って考えるべきかというふうなことはあるかもしれませんが、具体的な条項の見直しということになりますと、次の3条以下ということになるでしょうから、その部分から、審議をさせていただきたいと思います。

竹澤広報課長 それでは、3ページの2番、実施機関の職員の責務の整理、これにつきましてご説明させていただきます。

4ページをお開きいただきますと、【区の考え方及び見直しの骨子】という四角で囲った部分がございます。ここの規定につきましては、既に実施機関の職員に対する、そういった守秘義務、秘密を漏らしてはいけないという規定はございます。ただし、ちょっと表現上とか範囲につきまして、国の法律と若干違う部分がございます。それにつきまして見直しをしようというものでございます。

私どもの基本的な考えとしては、国の法律と同様の規定に見直していこうということでございます。

そのまず第1点は、4ページの上に四角に囲った部分の の部分ですが、第3条第2項の規定、これは個人情報に係る秘密を他に漏らしてはならないという、いわゆる秘密を守らなければいけないという義務でございます。私どもの現行条例では、表現はここにある「個人情報に係る秘密を他に漏らしてはならない」という表現をしております。

国の法律は、次の のところで、「個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない」という、そういう表現になってございます。私どもといたしましては、「個人情報に係る秘

密」というよりは「個人情報の内容」といった方が、範囲が広いというふうにとらえておりまして、国の方に合わせた形の規定に直していく必要があるだろうというふうに考えております。

の「不当な目的に利用してはならない」という規定ですが、私どもの条例には職員の義務規定としては置いていないものです。国の法律では、不当な目的に利用してはならないという規定が加わってございます。私どもといたしましても、国と同様に、「不当な目的に利用してはならない」ということを加えた方が適当であろうと考えてございます。

国の法律では、受託者、委託先の職員、従事者等の義務規定もございますけれども、それにつきましては次の項目の中で検討をいたしてございます。

この項目につきましては以上でございます。

内山会長 はい、どうぞ。

近藤委員 不当な目的に利用してはならないということは、目的外利用をしてはいけないという意味とはまた違うんですか。

竹澤広報課長 目的外利用につきましては、実施機関としては目的外利用の規定がございません。個人情報是一定の範囲の中で目的にかなった利用が原則ですし、目的外利用する場合には、一定の要件、手続が必要と定めてございますが、さらに目的外利用の制限を受託業者の従業員にも遵守させようというような意味合いもあります。そこで幅を広くとって、不当目的に利用してはならないというようなことを加えております。

内山会長 目的外の利用はすべて不当な目的とは限りませんから、目的外利用よりは不当な目的の方が狭い、つまり目的外利用であっても構わないということですよ。正当な目的であれば目的外の利用も可能だという、ここだけのことからすればそのように理解することができますね。

近藤委員 ああ、そうですか。

杉本委員 1つよろしいでしょうか。

内山会長 はい。

杉本委員 これは法律用語上どういうふうに解釈しているんだか知りませんが、一般的に見ますと、ここにみだりにという言葉を使ってあるでしょう。前段の方へ行きますと、個人情報にかかわる秘密を他に漏らすとありますよね。これをみだりに漏らすということになりますと、我々素人ですから法律の言葉を知りませんから、これ何か枠が緩んだような感じに聞こえちゃうんですけれども、これは私の解釈の誤りですかね。

内山会長 いえ、正当です。枠を緩めました。要するに正当行為であれば他に漏らしても構

わないと。

杉本委員 そういふことですか。わかりました。

竹澤広報課長 今言ったように、現行の条例につきましては、個人情報に係る秘密を他に漏らしてはならないということで、それは地方公務員上の守秘義務と同じようなレベルで考えて規定していたんですね。ここではもう少し広く、個人情報の内容というような形でとらえた上で、そこでみだりにという要件で絞るといふ、その兼ね合いになってくるとは思うんですけども。それと、守秘義務規定につきましては、我々職員については守らなければならない法律上の義務でございますので、そういう意味から「みだりに」よりもちょっと広くとらえている、というふうに考えております。

杉本委員 そういふ意味ですか。はい、わかりました。ありがとうございました。

内山会長 今までは秘密を漏らしてはいけないということで、秘密じゃなければ漏らしてもよかったんですね。だから、例えば私の名前が何であるかということ漏らすのは一向に差し支えなかったわけですけども、今度は個人情報を他人に知らせちゃいけないということになると、私の名前も教えちゃいけないということになる。ただしそれはみだりに教えちゃいけない。ですから、正当な理由があれば他人に知らせてもいいということでございますね。

竹澤広報課長 そういふことです。

内山会長 保護すべき内容は拡大したんですけども、行為の方は、他人に知らせるといふ行為自体は絞っちゃったということです。

ということで、これは従事者の義務、つまり言ってみれば文京区の職員等が守るべき責務を指定した部分ですよ。

竹澤広報課長 はい、さようでございます。

内山会長 正当な目的を持って他にその情報を伝達するということを禁止してしまいますと、文京区から一切のものが出ないのは確かなんですけども、恐らく文京区全体の運営自体がなかなか難しくなってくる。全部の情報をブラックホールから絶対出さないということになりますと問題があると思いますから、正当な目的があれば当然それは他に……。

杉本委員 あと1点いいですか。

内山会長 はい、どうぞ。

杉本委員 この職員の範囲というのは、どの辺までの範囲を規定するんですか。これは公務員、地方公務員という身分なのか、それともパートさんとか臨時さんにかかわる人までもこういう網でくくるのか、その辺の枠というのはどの辺、職員という範囲は。

竹澤広報課長 地方公務員法が守秘義務の対象としているのは一般職なんですけれども、この条例の中では範囲を拡大してしまっていて、非常勤職員であるとか臨時の補助職員も職員の中に含めて、責務規定という形でカバーしてございます。現行条例もそういう形です。

内山会長 文京区の現行条例でもそうですけれども、文京区の条例ですと実施機関の職員という形で、それが地方公務員法での一般職の職員というふうに限定を受けないということではあるでしょうから、今でも、例えば我々も今、文京区の特別職の公務員という形になりますけれども、この審議会の委員という意味ではそういうことなんですけれども、それも実施機関の職員というように理解しているということです。我々は一般職の公務員ではないから。

竹澤広報課長 非常勤の特別職等も含めて、それとあと実施機関が職務上、指揮監督権を有するすべての職員を対象にして、職員という形でとらえてございます。これは現行の条例の解釈と同じでございます。

内山会長 我々審議会の委員は、指揮監督は受けないんですね。

竹澤広報課長 はい。指揮監督権を有するすべての職員と、あと附属機関である審議会委員、その他非常勤の特別職等も含むという形で、広く職員ということで解釈上は整理してございます。

東村委員 「他」というのは、職員同士の問題も入るんですか。ある情報がある区の執行機関内のある一部に限定されている場合、他の職員に対するものも他と言うんでしょうね、当然ながら。他というのは。

竹澤広報課長 実施機関とかそういうものではございませんので、職員本人以外、本人といいますが、要するに他人とか、他機関であるとかという形です。

東村委員 例えば、区議会事務局の情報を総務課に知らせる場合は、総務課の職員というのは他でしょう。

竹澤広報課長 ええ、他ですね。

東村委員 逆に、その範囲というのは実施機関ということで限定するわけですか。

竹澤広報課長 いや、それは例えば議会から総務の方というような、何かそういう情報の流れがあった場合ですと、個人情報の取り扱いも条例の中で、当然それは正当な理由でもって利用することになっていきますので、そうであれば、例えばみだりに他に知らせるといふことは該当しないというふうかと思えます。

東村委員 ということは、他というのは同じ区役所内の職員も場合によっては他になると、そういう構図ですね。逆に他じゃない内というのは何なんですか。実施機関ということか。要

するに、他と自分というのはどういう分類の仕方をするんですか。職員以外というか、実施機関というか、一般区民が他だというのはもうすぐわかることだけれども、職員内の情報の流れというのはどういうことになる。

竹澤広報課長 基本的には、地公法上の制度ですと、上司の承認といいますか、要するに職務上であるとか必要性等の判断がある、という部分は他に該当しないことになるかと思います。

ですから、ここは一般規定という形で、自分が職務の上で知り得た秘密、これを自分以外の者に漏らしてはならないという基本的な原則を規定したものなんだと思います。

内山会長 他と他人だと、他の方が広いような気がするね。他人という場合は、おっしゃるように文京区以外の機関ですとか個人にお知らせすれば、それは他人でしょうけれども、文京区の機関相互、要するに実施機関の中、例えば区長部局の中で課税と国保とか、そういう中ではそれが他人かどうかという、それは他人にはならないような気がするね。

東村委員 ここで言う他というのは、今、内山会長さんがおっしゃる話なんですけれども、どっちになっちゃうんです。

内山会長 見直し案では他人に知らせるようにするんですよね、他じゃなくて他人。だから、国保の職員が課税課の職員に情報を教えるということになった場合には、それは他人という形にはならないでしょうから、構成要件的に言えばそれは犯罪ではないという形になる可能性はあると思いますね。

それは実施機関内部で情報が動いただけのことで、他人に知らせたという評価は受けないでしょうから、起訴されて刑罰が科されるような行為ではないことになるわけですね。

東村委員 実施機関と議会とが分かりますよね。今の分類でいいのかしら。実施機関の職員が実施機関の職員以外に漏らしたときに他になるという概念ではないの。

竹澤広報課長 基本的には、この条例の中では要するに業務の目的がございまして、業務の目的の中でもって個人情報を利用するというような取り扱いになってございまして。例えば業務の中で処理する上で議会の情報をほかの機関に提供しないと業務が完結しないような場合ですと、それは実施機関を超えた形でも業務上の個人情報の利用ということで正当化されるという形でございまして。

東村委員 ああ、そうですか。難しいね。

内山会長 難しいと思います、これね。

東村委員 他という場合がね。

内山会長 これは他を他人にしちゃうわけですから、なかなか難しいことだと思いますね。

実施機関同士の連絡は他人という形になるかといいますと、文京区という法人の中の一つの機関にしか過ぎませんから、それを他人というふうな評価を受けるかどうか、すぐには他人という形の評価を受けないように、ここの規定だけからすると言えますよね。だから、要は、これは義務規定ですけれども、この義務規定に刑罰をかけますから、罪刑法定主義から言いますと、こういうことをしますと犯罪ですよという形で明確にしなければいけませんが、そういう意味からすると、実施機関相互は他人とは普通は評価しないんじゃないでしょうかね。

東村委員 なるほどね。

内山会長 ただ反面、実施機関の情報収集とすると、要りもしない他人の情報を収集してはいけないという縛りがどこかに入るはずだと思います。

竹澤広報課長 この辺につきまして、もうちょっと私ども研究させてください。非常に難しい問題ですね。

東村委員 さっと読むとわかるんだろうけれども、職員内部で漏れちゃって、情報がどこに行っちゃうかわからないということの方が現実は大きいような気がするのです。

内山会長 今、職員の中で職務上のことでしたらば、右から左に行くこと自身はこの中では防げないかもしれませんが、職員が外に出すこと自体は犯罪ですから、それは防ぐということですね。

東村委員 そうですね。

内山会長 今までは防げなかったものも防ぐことができる、というような形になります。

確かに、非常勤の公務員は特別職だというふうな位置づけ（私はそれ自身疑問だと思っているんですけども）だということになれば、アルバイトのような人たちは秘密を他に漏らしたところで義務違反にはなって継続雇用はされないというふうなことはあったかもしれませんが、犯罪にはならなかったんですけども、今度はそれも犯罪になるというふうなことになりますね。

そういう問題点があって、もし整理する必要があると思われるのであれば、事務局の方でももう一度議論していただきたいことがあるでしょう。このことについてはひとまずこの程度でよろしいでしょうか。

じゃ次にいきます。

竹澤広報課長 それでは、続きまして4ページと5ページにまたがってございますけれども、受託者の責務の新設ということで、文京区の個人情報取り扱い業務を委託する場合の新たな規定を設けようということでございます。4ページの上、「3、受託者の責務の新設について」

の【現行条例】というところがございます。第12条ということで四角で囲ってございますけれども、ここでは、受託者に対する直接的な義務規定ではなく、実施機関、区側が委託を行う場合は、委託契約の中で個人情報についての必要な措置を講じなければならないという、そういう規定になってございまして、受託者に対して直接条例上の責務を課すというような規定にはなってございません。

国の法律の中では、直接受託者につきましてもそういった保護の責務の規定が準用されるような規定があります。それが次の下の部分でございます。第6条というところ、四角で囲ってございますけれども。第6条の第1項は、行政機関は保有する個人情報の保護のための措置を講じなければならないという規定でございます。第2項は、個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合に第1項の規定を準用するという形で規定されてございます。あわせて、第7条に委託先の従事者につきましても義務規定がございます。職員とあわせて規定されてございます。

5ページの方に行きまして、こういった状況をベースにいたしまして、上の方に四角で囲ってございます【区の考え方及び見直しの骨子】のところでございますけれども、個人情報の保護の徹底を図るために、受託者が講じるべき保護措置及び従事者等の義務を明らかにすることが適当だというふうに考えてございます。

それで、私どもの方では現行条例の、実施機関が委託する場合契約上明確な措置を講じなさいよという規定に加えまして、条例の中に国のような形の受託者側で必要な措置を講じることが義務づけるような、そういった責務の規定を置こうということが適当だろうと考えてございます。

それとあわせて、受託業務の従事者、従事していた者に対しても、先ほどの職員と同様の義務を課そうということでございます。あわせて、後ほどございますけれども、罰則規定も受託業務の従事者等に設けていくことが適当だろうというふうに考えてございます。

この部分については以上でございます。

内山会長 どうぞご質問。

近藤委員 よろしいですか。

内山会長 はい。

近藤委員 のところで話していることは、これは当然だと思うんですけれども、不当な目的に利用してはならないということについてはどこまでを言っているのかなというふうに思ったんですけれども、これをご説明していただきたい。

竹澤広報課長 基本的には、先ほど申しましたけれども、委託の条件の中に個人情報の保護の条項がございますので、それはその業務を処理する上では当然その範囲で使うことになってございます。ですから、そういった目的を超えた形の利用は当然不当な目的なのかと思います。

委託契約は、業者との間の関係ですけれども、ここでは従業員に対して直接そういった義務規定を置こうという、義務づけをしようということでございます。

内山会長 現行条例の12条の2項、つまり実施機関が委託をした後はこの運営審議会に報告するというようなこと自体は変えないんですか。法律の、国の方ではそんな手続はないんですよ。

竹澤広報課長 はい。私どもの方では、先ほど一覧がございました。あれはこの3月の審議会にご報告させていただいております。どういう個人情報を取り扱う業務を委託しているのかということにつきましては、明確にしておいた方がいいと思いますし、あわせて運営審議会に対しては、目的外利用であるとかいろいろ報告事項ございますので、その一環という形でとらえております。

内山会長 国の法律ですと、公務員と同じように従事者、委託された、例えば印刷会社の職員等もみだりに他人に知らせることが禁止されているだけで、みだりでなければいいというふうなこと。それから、不当な目的でなければ、正当な目的であれば委託業務の遂行以外の用途で使っても構わないということ、要するに裁量の幅が少し広くなったんですよ。公務員は当然そのような裁量を与えられなければ仕事できませんから、当然行うべきことでしょうけれども、委託業者が業者の判断で正当かどうかを判断して、これは正当な目的なんだから受託業務以外のことでも使っちゃうというふうなことがいいのかどうか。

竹澤広報課長 委託契約の中で目的外利用の禁止だとか、枠をはめた形で今やってございますので。

内山会長 その条項の中にも、実はみだりに他人に漏らしてはならないと書いてある。みだりにということで、みだりでなければどうぞどうぞというふうな、どうぞどうぞとは言っていないかもしれませんが、そのような契約条項にはなっているんですよ。

杉本委員 この契約の方ではね。

内山会長 はい。今までは不適切な実態はなかったんでしょうけれども、委託業務を遂行する目的以外に使用してはならないという、要するに公の情報が一部民間会社等に流れた部分もある、流す必要があって流すわけですけれども、それは仕事をするためだけのことで、それ以外のことに一切使ってはいけないというふうに禁止することはどうかとかいうように思ったり

もします。

それから、みだりになんて言わずに絶対他人に知らせてはいけないということにする。知らせる必要があれば、それは委託者である文京区が知らせる、受託された業者がみずからの判断で他人に知らせることはしないで文京区に言ってほしいと言えいいだけのことだと思うんですけれども、それをどうして「みだりに」というふうな形で、受託者の判断で他人に知らせてもいいというふうなことにしているのか。法律がそうなんだから、ここで何か言ってもしょうがないんですけれども。

近藤委員 それで罰則を設けたわけですか、そうじゃないんですか。

竹澤広報課長 それとストレートではないんですけれども、罰則規定を設けることによってそういった不当な目的での個人情報の利用を規制していこうという抑止効果もありますので、罰則によって担保していくことが必要でございます。

実際、個人情報の保護の業務処理の部分について、目的外使用、第三者提供はしてはならないと、禁止条項を契約上設けているのと、あと第三者への処理の再委託につきましても基本は禁止しているんですけれども、文京区の方で承諾した場合、業務の関係でもってどうしてもそういうようなことがあり得るということも想定してまして、その場合につきましては、再委託という形で個人情報業務が業者から別の業者に委託されるというようなことが、区が承知した上ではあり得るということでございます。

内山会長 それから、インターネットで情報をやりとりするということになりますと、その情報がそれぞれのコンピュータに次々と伝わって情報が伝達されるわけですから、その意味ではそれは他に漏らした中に入るのかどうか分かりませんが、見ようによっては見られるようなことがあるとするとどうかとか、いろいろ問題がないわけではないですね。再委託等の場合には、文京区の、例えばこの場合は実施機関の同意がない限りというふうな形でやっておけば一向に差し支えないような縛りだとは思うんですけれども。厳しくしようと思えばですよ。国と同じ程度で足りるし、今までもそうだったという意味では、それでいいのかもしれない。

竹澤広報課長 基本は委託契約があって個人情報の処理をお願いするというような形になりますので、その範囲での利用ということで、契約条項は明確にしておりますので、「みだりに」についても、当然そこがいわば一つの判断基準になるのかなということですよ。

内山会長 ただ、契約の中でどんなに厳しくやっても、これは罰則がかかっている規定ですから、契約違反は要するに債務不履行だけで、お金を払えば済むという問題になりますけれど

ども、ここでの規定の違反はすぐ刑事罰の対象になりますから、性質が違うんですね。契約でどのように縛ろうとも、ここで縛っておかないと、実効性の意味では劣るといいますか、契約の中で縛るよりは劣るということです。

実効性を確保するために罰則を設けたという、その意味では文京区の今の条例よりは進歩している部分があると思うんです。余り罰則の適用をする範囲を広げることが本当にいいことかどうかということも冷静に考えなきゃいけないと思いますが。

竹澤広報課長 罰則の方につきましては、後ほど9ページからあるんですけども、今の地公法みたいな形ではなくて、一定の構成要件がありまして、例えば受託者の職員も同じなんですけれども、まず個人情報ファイル、検索可能な大量の個人情報の集合物としてのデータ、電子データですけども、それを要するに正当な理由がなく提供した場合について罰則の適用があるということです。あとはペーパー情報も含めた形ですけども、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用したときに罰則が適用になるというような形でございますので、義務違反がストレートに罰則の措置になるということではございません。

内山会長 55条ですと、行政機関の職員ならばかかるんですね。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 こういうところで個人情報ファイルと個人情報と、いろいろに応じて罰則を適切に調節しているんですけども、疑問といえますか、問題点とすればこれでいいのか、もっと厳しくするのかというようなことが一応あり得ることだろうなというように思えるところですから、ここで結論を決めるのではなくて、また後で各委員のご意見も伺った上で答申をさせていただくということによろしいでしょうか。

そのことについて、もし何かさらに準備することが事務局であれば、そのことについても議論していただいて。

それでは、次にいきます。指定管理者の規定の新設。

竹澤広報課長 5ページでございます。指定管理者についての規定の新設でございます。これにつきましては、先ほどご説明いたしましたけれども、地方自治法が改正されまして、新たな制度ができたということでございます。それに対する規定をどうするのかということでございます。

基本的には、5ページの下の方で四角で囲ってございます【区の考え方及び見直しの骨子】の部分でございますけれども、個人情報の取り扱いに関しましては、指定管理者につきましても、先ほどの委託を受けた受託者と同様でございますので、先ほどの【区の考え方及び見直し

の骨子】と上の段にございますが、これと同様に条例で指定管理者の責務とその従事者等の義務、これをこの条例の中で明らかにすることが必要であろうというふうに考えてございます。

につきましては、基本的にはただいまのいろいろご議論いただいた内容と同じでございまして、受託者とあわせて併記した形で指定管理者について規定していったらどうかということでございます。

なお、指定管理者についてでございますけれども、今回ちょっと資料のご用意できなかったんですけども、私どもの考え方では、個人情報の保護を図るための管理的な部分につきまして、義務を課していくという形でございます。

実際、指定管理者が取り扱っております区の業務にかかわる個人情報、それについての開示請求だとか、その辺の扱いをどうするのかということにつきましては、ちょっと明確な形の整理ができていない部分もございまして、それにつきましてはまた整理いたしまして、ご提示させていただきたいと思っております。これもやはり既に先行しているところの自治体によって、取り扱いについてのばらつきがかなりあるような形でございます。私どもの方もちょっと今検討している中では、その取り扱いにつきまして疑義といいますが、こういう規定は通常の行政法の体系としてどうなのかというような部分もございまして、ちょっとお時間いただきまして精査させていただきたいと思っております。

内山会長 要するに、指定管理者という制度ができて、例えば公会堂だとか図書館だとか養護施設だとか、そういう部分を民間の株式会社が受託しちゃうというふうなことがあって、その株式会社が行政処分から何からみんなするというふうな制度ができたんですね。

竹澤広報課長 そうです。

内山会長 そうなると、いろいろな情報を区の職員と同じように、株式会社、民間の営利会社が情報を収集するというようなことがあって、その人たちに対しても個人情報を他に漏らさないというふうなカバーをかけるということは、この条例改正の中ですと。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 その指定管理者が保有している情報をどのように情報公開するかということとはまた別の問題で、それはおいおい整理するというようなことが今のご説明ですか。

竹澤広報課長 はい、さようでございます。

内山会長 これは、受託者でもないし、公務員でもないし、網がかぶらないということになってしまっただけから、当然何らかの形で条例上の措置が必要だろうと思います。これも今までの公務員ないしは受託者に対するものが確定されれば、おのずから確定するようなこ

とだと思しますので、時間の関係もありますから、きょう最後までいけるかどうかわかりませんが、次に移らせていただいて。

竹澤広報課長 それでは、続きまして6ページ、7ページでございまして、個人情報ファイルの管理体制ということでございます。

6ページの上に【現行条例】業務の登録ということで四角で囲ってございますけれども、現在、文京区では個人情報を取り扱う業務を単位といたしまして、それを登録して、登録簿ということで簿冊にしております。それについて第9条でそれを規定してございますけれども、国の行政機関の法律では、その下にございますけれども、個人情報ファイルということで、先ほど言いました検索可能なデータとして集合体になっているものですが、それを登録するような形、それで作成して公表していこうという、そういうような仕組みになってございます。

次に、7ページで私どもの方の考え方を整理させていただいております。【区の考え方及び見直しの骨子】で四角で囲ってございますけれども、今申しましたように、私どもの方では個人情報取り扱い業務についての登録制度、これを設けて運営してございます。ペーパー等の散在する個人情報と比べて権利侵害の影響が大きいということに着目いたしまして、さらに個人情報の取り扱いの透明性を確保するという観点から、また区民にとってもわかりやすい仕組みとするために、一定規模の個人情報ファイルについては業務登録簿とは別に作成・登録して、これを区民の方が閲覧できるようにしていくことが適当だろうと考えております。

考え方としては、個人情報業務登録をやってございますので、その中に一定範囲を含めて登録するという考え方もとれないことはないんですけども、やはりわかりやすさとか管理の透明性を考えた場合は、別に個人情報ファイルという形で登録簿を作成いたしまして、公開していこうというような仕組みが適当だと考えてございます。

登録事項につきましては、のところにあるように、ファイル名称とか利用目的、記録項目、記録対象の個人の範囲であるとか、その他必要な事項になります。

それと、手続といたしましては でございますけれども、登録と抹消した場合については、個人情報取扱い業務登録について運営審議会の方に報告事項としてございますので、それと同様に運営審議会への報告事項ということが適当と考えてございます。

個人情報ファイルの登録等につきましては以上でございます。

内山会長 ありがとうございます。

これも要するに個人情報ファイルだと嚴重な取り扱いになってきて、これに不適切なことが

あると罰則が重いという格好なんですね。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 ご質問は。

近藤委員 よろしいですか。この区民が閲覧できるようにするというのは、だれにでもよろしいんですか。

竹澤広報課長 これは、個人情報ファイルの登録簿冊でございますので、例えば住民基本台帳という電子データでのファイルがありますよとか、あるいは税務台帳がありますよということであって、そのファイルの中身について個々の閲覧ということではございません。ですから、そういうようなファイルが登録されているということであれば、例えば税務であれば当然そのファイルに自分の税金とかの情報が入っていることになりますけれども、Aさん、Bさんの個人情報がわかるような閲覧ではございません。

近藤委員 それで、ファイルの保管というんですか、期限というのは限られているんですか。抹消しない限りはずっとあるんですか。

竹澤広報課長 個人情報ファイル自体ですね。

近藤委員 はい、ファイル自体。

竹澤広報課長 これにつきましては、保存年限の定めというのが別に行政情報についてございますので、それに応じた形の保存期間になるかと思えます。ただ、基本はこういった業務ファイルですと、いわば台帳になりますので、かなり長期間、あるいは現に受給されていたりとか、あるいは対象になっている方ですと、かなりの長い期間にわたる保存になるかと思えますけれども、それはそれぞれの業務に応じた形の保存年限となります。あるいは法律で何年とか定められているものもございます。

近藤委員 国で定められているのはどのくらいなのでしょう。

竹澤広報課長 それが個人情報ファイルに該当するかどうかは別ですけれども、例えば指導要録はたしか20年です。

内山会長 学校の指導要録ですよ。

竹澤広報課長 簿冊にもしなっているとしたら該当します。

内山会長 結構長いですよ。

竹澤広報課長 そういう長いものもありますし、5年とかそういうのもございますし、要するに消滅時効であるとか、何かその辺を一つの目安にした保存年限を決めているのもございますし、それはそれによってかなり長いものと短いものがあります。

近藤委員 ありがとうございます。

内山会長 現在、条例の9条で登録簿に登録されている個人情報の簿冊で、個人情報ファイルに該当しないものもあるんですか。

竹澤広報課長 これは個人情報取扱い業務という形での登録になってございますので、ファイルという観点からは、例えば住民基本台帳業務であれば、当然住民基本台帳がその中に入っているようなことになろうかと思えます。登録簿の中に全部吸収されている場合ですと、必ずしも個人情報ファイル以外の形態もあり、その辺の違いは出てこようかと思えます。

内山会長 個人情報業務登録自体は廃止するということですか。

竹澤広報課長 いや、これは私どもの方の条例は業務の範囲を超えてはいけませんよという、目的外利用にしても、外部提供でも、そういう制限がございますので、これはそのまま存続します。

それとあともう一点、ここに私ども7ページの区の考え方の3行目の後段のところ、一定規模の個人情報ファイルについては、ということで記述してございます。国の方も一定規模で、例えば本人の数が1,000人未満の場合は個人情報ファイルとしての登録はしない規定であるとか、幾つか適用除外になるものがあります。ですから、個人情報ファイルというものは個人情報ファイルということで登録いたしまして、業務は業務という形で登録するというようなことで考えてございます。

佐藤委員 よろしいですか。個人情報のファイルというのは、これは別にスペアでとった、そういうものもあるんですか。

内山会長 バックデータですね。

佐藤委員 バックデータというのは、ちゃんと全部とってあるの。

竹澤広報課長 基本的には、バックデータはやはり電子データの場合ですと損傷のことを考えまして、業務の終わった段階でとか、あるいは一定の期間ごとにとっています。そうでないと結局何かトラブルがあった場合、全部だめになって、全く元データがなくなります。ある一定期間までさかのぼれば台帳をバックアップするというような形で、必ずそれはやっているはずでございます。それはデータ保護という点からですね。

内山会長 個人情報の収集方法というのは、登録の中に入れるんですか。考えは。法律の方は入っていて、条例の中には入れるかどうか。

竹澤広報課長 については、一定の事項を、基本的な部分につきましてとりあえず書かせていただきまして、その他につきましてはまた範囲を定めて取り入れていこうと思っております。

す。

内山会長 今のお話は、要するに法律と全く同一の事項について、これは総務大臣の通知の部分ですけれども、登録の中にそこまで記載して公表するかどうかは別だという意味ですか。

竹澤広報課長 ちょっと細部につきましては、まだ検討していく必要があるかと思っておりますけれども、基本的には先ほど言ったように、わかりやすい仕組みということからいたしますと、ある程度このデータを見るとまた業務登録簿にさかのぼらなくてもある程度のことはわかるというような形の方が好ましいのかなと思っております。

内山会長 国の方は個人情報ファイルについては帳簿の作成・公表だけですね。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 それじゃ、また次に行かせていただきます。

竹澤広報課長 続きまして、8ページでございます。これは存否応答拒否条項の新設ということで、ちょっとわかりづらいんですけども、通常、個人情報を開示してくださいという請求がございまして、それに対して非公開ですよと、開示できませんということの応答をするときに、あるなし、要するに存在するのか存在しないのかということをお知らせしないような形の回答ができるという、そういうような条項でございます。現行の私どもの条例にはこういう項目は規定してございません。国の方の法律ではそういう規定がございます。

そこで、私どもの方も同じような規定を設けようというようなことございまして、8ページの【区の考え方及び見直しの骨子】、下の四角で囲った部分でございますけれども、そうした個人情報の開示に対して、あるないとか応答を拒否する場合につきましては、そんなに多くのケースはないと思うんです。まれなケースかなというふうに考えておりますけれども、法益保護の観点から情報公開制度でも同じようにそういう条項を設けてございますので、設けることが適当であろうというふうに考えてございます。

それと、私どもの情報公開条例では、存否の応答拒否をした場合につきましては、運営審議会に報告する事項に当たってございますので、同様の扱いにしようということでございます。

内山会長 例えば家庭内暴力で奥さんが子供を連れて亭主から逃げると、その子供が学齢期ですと学校で教育させなくちゃいけない。渋谷区から文京区に逃げてきて、文京区の学校に入れているときも、亭主が探すことをすれば、そのときに亭主は自分の情報じゃないんですけども、親権者ですから、自分の子供の情報を開示しろと。東京23区、関東一円について全部それをやりますと、わかるんですよ。あなたの子供の情報はありますけれども、開示しませんというのが1つだけ出てきちゃいます。そうすると文京区だということがわかってしまう。す

ると、そこから探すのは簡単といえば簡単になってきます。

そんなことで、実際にあるんですね。何件かあったことがありますし。そういう意味で、これもないというふうにみんな回答していて、ここだけあるかないか存否はお答えできませんという、そこにあるなというのがわかってしまうということにはなりますけれども、そういうことにも備えるということがあるんですね。

これは法律はそれで、それに条例もなろうというお考えですね。じゃ、次に。

竹澤広報課長 次は9ページ、10ページですけれども、罰則の適用でございます。現行条例では罰則につきましては、規定はございません。行政機関の個人情報保護法では、9ページの上に四角で囲ってありますけれども、53条から55条までが個人情報の取り扱いに関する罰則でございます。57条につきましては、つまりその他不正の手段によって開示請求して開示決定で開示を受けるというんですか、そういったものに対する過料の規定でございます。

9ページの下に【区の考え方、見直しの骨子】を記載させていただいておりますけれども、四角で囲ってございます部分です。個人情報の取り扱いにつきましては、国民、区民の権利侵害の程度等は国と区では異なるものではないであろうということと、あと広域的な事業活動しております個人情報の取り扱い業務の受託者等の責務につきましても、委託する元が国、あるいは区、都で異なるものではないということもございますので、基本的には国の法律で規定する罰則と同程度の罰則を規定することが適当だというふうに考えてございます。

さらに、受託者につきましては、区の条例に基づきまして個人情報の保護措置を講ずる責務を明らかにするという、先ほどそういう考えだということで説明いたしましたけれども、そういうことから、国の方の法律には規定のない受託法人等の両罰規定、要するに従事者とあわせて法人についても罰しようという、そういう検討が必要であろうというふうに考えてございます。

あわせて、先ほど57条と上の方にございましたけれども、虚偽による自己情報の開示につきましても本人への影響だとか虚偽請求の抑止的效果としても、法律と同程度の過料規定ですが、罰則を定めることが適当だというふうに考えてございます。

内容的には10ページでございますけれども、につきましては、基本的には国と同じ考えで整理してございます。が先ほど言った受託者、事業者等に対する規定でございます。

につきましては、職員であるとか受託業務の従事者等、指定管理者と従事者等も含まれますけれども、等につきまして、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイル、これは集合体でございますけれども、電子計算機を用いて記録するものを対象に

しまして、それを提供したときには2年以下の懲役、または100万円以下の罰金とするものでございます。

が、同じく職員あるいは受託業務の従事者、指定管理業務の従事者等が、業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したとき。これにつきましては1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということでございます。

は実施機関の職員でございますけれども、職員が職権を乱用して、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書、図画、写真、フィルム、または電磁的記録、それを収集したとき。これにつきまして1年以下の懲役、50万円以下の罰金とするものでございます。

が受託業務を行い、または指定管理者として指定を受けた法人の代表者、または法人、もしくは代理人、使用人、その他の従業者が、法人または人の業務に関して、との違反行為をしたときは、その行為を罰するほか、その法人または人に対して罰則を科すというものでございます。

は先ほどの偽りによる不正手段で開示を受けた場合です。これは、国の方では10万円以下の過料となつてございますけれども、地方自治体では地方自治法では5万円が過料の上限と定められてございますので、5万円以下の過料ということで規定するものでございます。一応整理いたしますと、そんなような形で整理できるかなというふうに考えてございます。

内山会長 ご質問は。

佐藤委員 よろしいですか。

内山会長 はい、どうぞ。

佐藤委員 まず、職員はこういう違反をしたら守秘義務違反とか法令遵守、それに問われるわけですよね。それに新しくこの罰則をプラスするということなんですか。地方公務員法の罰則に今度この罰則規定をプラスして課すと、2つの罰則で訴えられるということなんですか。

竹澤広報課長 地公法に合致した場合はそういうことになりますね。

佐藤委員 なるんですね。

内山会長 守秘義務は個人情報だけじゃないですけども、例えばここに道路が通るから早めに土地を買っておけみたいなこともやっちゃいけないという意味では、あれも秘密でしょうか。ここはちょっと僕もわからなかったんですが、地公法上の守秘義務と個人情報保護条例上の守秘義務の部分、それが両方とも合致するような場合、一罪になるのか二罪になるのか、何か議論はあるんですか。国家公務員法もそうですよね。

竹澤広報課長 同じですね。規定上は全く地方公務員法と同じ関係でございますね。

内山会長 特別法の関係で、こちらの刑罰だけが科されるということに整理されているのかわかるか、ちょっと確認できませんか。

竹澤広報課長 確認させていただきます。

内山会長 これは法律の考え方でもあるんですけども、受託業者にしてみれば、個人情報ファイルという大きなファイルをそのままそっくり他に移すということでない、刑罰規定はかからないということですよ。個人情報ファイルの中の何のだれ兵衛さんがこんなことをしたよというふうなことだけをほかに漏せつするということになる、それは刑罰対象ではないということですね。

竹澤広報課長 はい、そうです。これは個人情報ファイルを提供した形ですので、かなり影響が大きいということを想定してきているものです。

内山会長 大きな社会的な影響があるもの以外、個人に対しての影響だけだと、罰則を設けてまでは保護しないということですね。

竹澤広報課長 そうですね。

内山会長 受託業者の職員という意味からすれば罰則の適用にはならないわけですね。

それから、指定管理者はいわば公務員と並んで、公務員と同じような職務を行使しますよね。受託業者とはちょっと違うと思うんですけども、行政処分をみずからの権限でできるということになりますから、そうすると公務員と同じような職責を負わせるということまでは考えていないのかどうか。

つまり、3項で、のところですけども、実施機関の職員がその職権を乱用しているんなことをしちゃいかんというふうなことになっていますけれども、この中に指定管理者の業務に従事する者というものは入れる必要があるのかなのか。国はもともとそういう制度がないから、法律はないんですよ。

例えば、図書館の受け付け業務をやっている人が、あの人はどんな本を読んでいるとかいうことを思想調査するというふうな目的でいろいろな情報を収集するというようなことをやるということになれば、公務員はこれで罰則の適用になりますけれども、指定管理者の職員だったらならない、従業員だったらならないということですよ。

竹澤広報課長 そうです。この規定のままですとそういう形になります。

内山会長 そうですね。それはいいかどうかということは別として。国の法律の中では、多分それは考えられていないことですよ。国が考える必要がないことでしたから。

竹澤広報課長 指定管理者につきましては、まだ何かいろいろ細部についてまだ不明瞭な部分もあるというようなことも聞いております。ですから、先ほど申しましたように、先行したところの条例がかなり取り扱い、その辺の考え方がまちまちというところがございますので、私ども指定管理者につきましては、じゃ区がすぐに指定管理者制度を導入してということではなくて、一定整理してからというふうに考えてございます。ちょっと慎重に、指定管理者につきましては状況を見ながら条例上の規定は考えていこうかなと思っております。

内山会長 何でもかんでも罰則を設けて、みんな刑務所に入れちゃえばいいという話でもないと思うので、適切なものはどうしたらいいかということをお考えいただきたいと思います。

それでは、こういう形で国の法律に倣った条項の整備をするということでございます。

12時までやっていただいてよろしゅうございますか。では、少し急ぐ形にはなっていると思うんですけども、次に移らせていただきます。

竹澤広報課長 それでは、続きまして11ページで8番です。事業者に対する指導及び勧告等ということで、国の行政機関の個人情報保護法の方は、あくまでも行政機関内部の記述でございます。私どもの方の現行条例では、民間事業者の取り扱う個人情報につきましても、区長が指導勧告等、あるいは勧告に従わない場合の事実の公表ができるような規定が設けてございます。これは行政機関法ではなくて、個人情報保護法という新しく民間事業者を規律しようという、その法律との関係で問題となるものでございます。

11ページの上に現行条例ということで、先ほども申しましたけれども、文京区では民間事業者が区民の基本的な人権を著しく侵害する行為をしている、個人情報に係る区民の基本的な人権を著しく侵害する行為をしていると認めるときにつきましては、区長は、その是正・中止を指導し、または勧告することができることになってございます。さらに、指導勧告に従わないときは、その事実を公表することができるということになっておりまして、そういった形の民間事業者等への行政指導の規定を設けております。

個人情報保護法の方でございますけれども、地方公共団体の責務ということで幾つか規定がございます。まず11ページの真ん中の四角でございますけれども、第5条というのがございますけれども、これは要するにこれまでの部分で、内部的な個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な施策及びこれを実施する責務を有するというもので、この地域の特性に応じてそういう施策を作成し、これを実施する責務を有するという規定がございます。

それと、具体的な地方公共団体の責務といたしましては、次の11条でございますけれども、これは区の中の個人情報の保護についての取り扱いについて必要な措置を講ずるように努めな

さいということと、12条では、区域内の事業者、住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう
に努めなさいということです。

13条につきましては、個人情報の取り扱いに関しまして、事業者と本人との間で問題が生じ
た場合につきましては、適切・迅速に処理されるように、苦情の処理のあっせん、その他必要
な措置を講ずるよう努めなさいという、そういうような役割を定めてございます。

11ページの下でございますけれども、民間事業者に対する個人情報保護法による措置という
ことで、民間の事業者で個人情報保護法の対象になるのが、1日5,000件を超える個人情報を
事業のためにデータベースとして扱っている事業者、これが個人情報保護法の対象になるもの
です。

事業者が講じなければならない措置といたしましては、ここがございますけれども、基本的
には区の条例と同じような内容になっておりますけれども、利用目的による制限、適正な情報の
取得、利用目的について公表するなり、あるいはその方に通知するとか、安全管理措置等々、
ここにあるような個人情報の保護に必要な措置を講じなさいというようなことになってござい
ます。

それで、法律では、もしそういった法律の規定に違反していて、なおかつ個人の権利利益を
保護するために必要と主務大臣が認めるときにつきましては、中止とか違反を是正するための
必要な措置をとるべき旨を勧告できるとなっております。これが12ページをお開きいただき
まして、上から3行目、勧告措置、是正勧告、措置勧告という項目がございますけれども、そ
この部分で勧告をして、なおかつそれに従わない場合につきましては、実施命令を出しまして、
その命令に違反すれば罰則の適用になります。それも2段階ありまして、まずは勧告をして、
命令を出して、罰則適用というケースと、重大な権利利益の侵害がある場合、緊急の措置をと
る場合につきましては、是正等の勧告は抜きにしてすぐに命令を出して、命令違反の場合に罰
則という、そういう流れがございます。

ですから、この規定に違反しているから即罰則の適用ということではなくて、監督する大臣
が是正の勧告をしたり命令を出したりとかというようなことが前提としてございます。

それで、私どもの条例との関係につきましてちょっと整理したのが、12ページの【文京区個
人情報保護条例との関係及び区の考え方】として整理しているものです。

ですけれども、まず個人情報保護法による対象事業者、これは原則としては個人情報保護
法に基づき規律されるべきだろうと考えております。現行の条例の規定がございますので、そ
れがあれば身近な区におきましても個人情報保護法の対象事業者に対して行政指導を行うこと

も可能ではないかと考えております。ですから、規定を存続させておく意味はあるというふう
に考えております。

また、区で対応が難しいケースにつきましては、法律上の是正命令権限を有する主務大臣に
通報する端緒にもなるのかなというふうにとらえております。

ですが、先ほど5,000件を超える個人情報扱う事業者がこの法律の対象となりますので、
対象にならない事業者につきましては、区の条例で行政指導していくような形になります。た
だ、国の方では一定規模の事業者を対象にしているものですが、文京区の方ではこれま
でも取り扱い規模が小さくても従前から条例で対応していくという、そういう方針で進めてご
ざいましたので、区民の個人情報保護の観点からも、従前のこれまでの行政指導を継続するこ
とが適当であろうということと考えております。

それと、条例で命令であるとか罰則を規定するかしないかというところがありますけれども、
法律で一定規模の事業者を対象にいたしまして、個人情報の保護措置を厳しく規律する、それ
が法の趣旨であろうということから、法律で定める規模に達しない事業者に対しましては、法
と同じように罰則規定を置くとかということは適当ではないだろうというふうにご
ざいます。

区長の是正勧告の担保といたしましては、従前どおり公表するということになってございま
すので、それに対応していくことが適当と考えております。

以上のことから整理いたしますと、事業者に対する措置につきましては、従前の規定で対応
していくことが適当というふうにご
ざいます。

それと、 ですけども、国の法律の方で事業者や住民に対する支援に関する努力規定とい
うのもございますけれども、私どもの条例第26条で個人情報保護の意識啓発等を規定してござ
いますので、そういったところでこの規定の趣旨は対応できるのかなと思っております。

の苦情の関係でございますけれども、基本的人権の侵害のような大きな問題に関わる苦情
処理につきましては、先ほどの条例の是正指導であるとか勧告、あるいは公表だとかという仕
組みでもって対応していくことになろうかと思っております。一般的な苦情の処理、あっせんにつ
きましては、国、東京都が役割を持ってございます。また、苦情対応制度、これは東京都の方
でも窓口とか、あるいは基本的には消費生活センターの系列をベースにした形の消費生活にか
かわって出てくるだろうというふうなことでございますので、そちらの体制整備を国の方では
その系列で進めているというようなことも聞いてございます。そういった整備状況との整合性を
図りながら、私どもの方の内部の関係課とも協議しながら、その辺の窓口体制を整備していく

必要があるかなというふうに考えているところでございます。

民間の事業者に対する指導及び勧告等につきましては、以上でございます。

内山会長 いわば文京区の条例は先進的で、法律の制定以前から法律が必要だと思うことと一致していたということでもあるんだろうと思いますけれども。

ご質疑がなければ、次のその他というのがありますので、それを説明していただきます。

竹澤広報課長 それでは、13ページでございます。その他の検討事項で と がございます。

まず、第1点が ですけども、裁量的開示でございます。これは要するに不開示、開示しませんという事項に該当する条項につきましては、開示しないんですけども、なおかつ他の公益等との兼ね合いで、開示する必要が高いであろうという場合については、裁量的開示ということで開示することができるという規定が国の法律の方にはございます。私どもの方ではそういう規定を設けてないんですけども、ここにつきましては、第2段落の「しかし」以降のところですけども、文京区の条例につきましては、個人情報の開示を原則に定めております。開示しないことができる場合というのは、例外的なことということで定めておまして、これが開示しないことができる場合という規定を置いております。したがって、開示しない場合については個別の事案ごとに判断することになりますので、ここで非開示とした上で、さらに開示の必要性の判断を行う必要はないかなということで、この規定を新たに設けることにつきましては、あえて規定する必要はないかなというふうにとらえております。

国の方は非開示情報を除き開示という形になります。私どもの方は開示が原則なんですよというような形の、規定の置き方の違い等もあろうかと思えますけれども、そんな形でまず につきましては整理してございます。

は、第三者に対する意見書提出の機会の付与ということです。国の方では開示請求にかかわる個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、第三者に通知して意見書を提出する機会を与えるという規定を設けてございます。

意見照会につきましては、第三者の開示決定にかかわって、参考にはするけれども、同意権を与えるようなものではないという位置づけでございます。

文京区といたしましては、第三者情報が含まれている場合でも、個人情報該当性の判断であるとか、あるいは非開示要件該当性という問題として対応しておまして、必要に応じて第三者へ意見照会を行うということもございますので、実態的な部分で対応していけば可能なのかなということで、ここでは新たな規定は設けないという形で整理させていただいておりますけれども、検討事項ではあるかなという認識も一方ではございます。

その他の事項につきましては、現時点で の2点という形でたたき台ということで整理させていただきます。

内山会長 ありがとうございます。一どきに概要の説明をしていただきました。ありがとうございました。

いかがいたしましょう。この答申に向けてのこの審議会のあり方をご相談させていただきたいと思うんですけれども、今言われた事務局のお考えがすべて相当であるということであれば、ここでそういうことでよろしいのではないかというような答申も可能だとは思いますが、ほとんど問題点を伺ったというだけのことで、各委員の皆様のご意見を伺っている状況ではなかったかと思しますので、もう一度こういう説明を聞いた上で各委員さんのお考えをいただいて、審議会としての答申案をまとめるということと、どちらがよろしいかということですが、暑い中恐縮ではありますが、暑いといって忌避できるような軽微なことでもないので、できればもう一度会を持たせていただきたいと思うんですが、いかがでございましょう。事務局の方はそれでいいでしょうか。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 9月中旬までというふうな時間的な余裕はあるようですから。

竹澤広報課長 本日いただきました幾つかの整理する事項とか調べておく事項もございますので、次回にご提示させていただければと思っています。

内山会長 じゃ、また今回と同様、暑い中ご苦労さまでございますが、文京区の方で整理していただいた部分のことがあれば、その部分を開催通知に同封していただいて、事前に我々が読んでここに来られるというような状況の中で次回を開いていただければと思います。

今回は、個別のこと、全体のこと、またここ以外のこと何か問題があればということも含めて、ご発言をいただいた上で答申案をまとめさせていただきたいと思います。

では、きょうは時間が少し長くなりましたが、ちょうど12時になりますので、こちら辺で審議会を閉めさせていただきます。どうもご苦労さまでした。